

○文部科学省告示第五十一号

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）附則第十条第一項第六号の規定に基づき、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第十条第一項第六号の規定に基づき文部科学大臣が定める者を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

文部科学大臣 渡海 紀三朗

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第十条第一項第六号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）附則第十条第一項第六号の規定に基づき文部科学大臣が定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 この告示の実施前に文部科学大臣が指定した講習において、免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）第四条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を三十時間以上履修した者
- 二 この告示の実施前に文部科学大臣が指定した講習及び免許状更新講習において、免許状更新講習規則

第四条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を三十時間以上履修した者

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から実施する。